

マッチングアプリからの投資勧誘に注意！

マッチングアプリなどを通じて仲良くなった相手から投資を進められても断りましょう。お金を預けても、様々な理由で追加の支払いを要求され、最終的には連絡が取れなくなってしまうのです。



【事例】

・マッチングアプリで自称会社経営者の男性と知り合った。直接会ったことは無いが、連絡を取る中で親密になった。結婚も意識し始めた頃、「二人の将来のために投資をしよう。」と勧誘され、10万円を相手に預けた。しばらくすると利益が出た連絡があり、「今追加で投資すれば確実に儲かる。」と言われたので、消費者金融からお金を借りて100万円を振り込んだ。しばらくして引き出そうとしたら、「所得税」「出金手数料」等で30万円を要求された。もうお金が無くて支払えないと伝えると、その直後から連絡が取れなくなった。相手が経営している会社を調べたが実在しておらず、他の連絡手段や住んでる場所もわからない。

～アドバイス～

- ・マッチングアプリ等で知り合った相手から投資を勧誘されても断りましょう。投資業者が架空のものであったり、勧誘してきた相手方自体が、身分を偽っていたりするケースが多く報告されています。その場合、相手方の実態が掴めないため、被害の回復は困難です。
- ・自分の個人情報を守れるのは自分だけです。面識もなく投資を勧誘してくる相手に個人情報を伝えるのはやめましょう。
- ・投資はリスクが伴うもので、簡単に利益が出るものではありません。投資をする際は、その投資業者が金融商品取引業の登録業者であるかを金融庁のHP「免許・許可・登録を受けている業者一覧」で確認しましょう。
- ・不安に思った場合や業者とトラブルが生じた場合は、消費者ホットライン（188）や消費生活センターに相談してください。

消費生活相談・多重債務相談 《相談無料・秘密厳守》

旭市消費生活センター 旭市二の2132番地

月曜日～金曜日（平日） 午前9時～正午・午後1時～午後4時

直通電話 0479-62-8019